

「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」に関する株式会社三谷温泉ひがきグループの取組について

当社では、令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」において、以下の取り組みを行います。

■目的：特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制する。

■当社が使用する特定プラスチック使用製品：

アメニティ 使い捨ての歯ブラシ、かみそり、ヘアブラシ、シャワーキャップ
飲食関連 飲料用ストロー、マドラー

1. 目標

当社が使用する特定プラスチック使用製品の提供量を宿泊者一人あたり基準年度（2019年度）比20%削減をする

2. 特定プラスチック使用製品の使用合理化にむけての取り組み

- ・当社では、アメニティを客室に置かず、フロント横にアメニティコーナーを設置し、希望するお客様のみへの提供とする
- ・食事、喫茶におけるドリンクサービスにおいて提供する飲料用ストローを、プラスチック製から紙製または木製へ変更する
- ・その他ドリンクサービスにおいて提供する使い捨てマドラーを、プラスチック製から紙製または木製へ変更する

3. 情報提供

提供する特定プラスチック使用製品の排出の抑制の重要性に関する表示に加え上記の取り組みを、館内およびホームページに掲示し、消費者に排出抑制を促進するための情報を提供する

4. 体制の整備

特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する「運営」および「購買」の各責任者の設置をする
各責任者は、年に一度、特定プラスチック使用製品の使用の合理化についての取り組みをまとめた実績を社内に周知する。

5. 安全性等の把握

特定プラスチック使用製品の使用にあたり各責任者は、安全性、機能性を十分配慮して購入、提供を行う。

6. 実施状況の把握

特定プラスチック使用製品の使用にあたり、運営責任者は取り組みが実施されているか定期的に確認する。
また購買責任者は提供数量を運営責任者へ定期的に報告する。
取り組みの実施状況について定期的に社内に周知する。

7. 関係者との連携

特定プラスチック使用製品の使用にあたり国、関係地方公共団体、関係団体、購入先と連携を図り、必要に応じて協力を求める。

上記は、令和4年4月1日より開始する